生徒心得

常に志布志高校の生徒としての自覚と誇りを持って学業に奨励しよう。

1 登校・下校について

- (1) 通学の際は本校所定の制服・靴を着用すること。
- (2) 8時20分までに登校するように努めること。下校時刻は原則として16時45分とす る。放課後自習や部活動を行う場合の下校時刻は3月~10月は19時、11月~2月は 18時30分とする。
- (3) 登校後は無断で外出および早退をしてはならない。やむを得ない場合は、生徒手 帳を利用して学級担任または教科担任に許可を得ること。
- 2 欠席・遅刻・欠課について
 - (1) 欠席・遅刻・欠課の場合は、所定の手続きにより事前に学級担任に届けること。 やむを得ない場合は、事後直ちに届け出ること。
 - (2) 1週間以上欠席する場合は、所定の手続きにより事前に学級担任を通して学校長 に届け出ること。なお病気やけがの場合は、医師の診断書を添付すること。
 - (3) 忌引は次の期間休むことができる。
 - ①一親等(父母) 7日以内
 - ②二親等(祖父母・兄弟姉妹) 3日以内
 - ③三親等(曽祖父母·叔伯父母) 1日以内
 - (4) 次の場合は公欠と認める。許可については所定の手続きにより学級担任に申し出 ること。
 - ①学校の代表として試合または会合などに出る場合
 - ②入学試験・就職試験などを受ける場合
 - ③その他学校長が認めた場合

3 所持品について

- (1) カバンは本校指定の黒かばんを使用すること。補助カバンは華美でないものを使 用する。
- (2) 単車・自転車は所定の場所に置き、鍵をかけること。
- (3) みだりに金銭及び所持品を貸借したり交換してはならない。
- (4) 所持品の遺失・盗難、金品の拾得については直ちに届け出ること。
- (5) 携帯電話は持ち込み許可制であるが、校内で使用することがないように。また、 不用なものを校内に持ち込まないこと。

4 生活態度について

- (1) いつどこであっても志布志高校生としての自覚をもち、礼儀を正し、品位を傷つ けることのないようにしなければならない。
- (2) 外泊や20時以降の外出は特別な事情がない限り禁止する。やむを得ない場合は保 護者同伴とする。
- (3) 次の事項は所定の手続きにより学級担任を通して学校長へ届け出ること。ただし、 授業などに支障をきたす場合は必ず事前に学級担任に相談すること。
 - ①校外への諸行事・集会への参加 ②外泊(親戚類を含む)

③遠方への旅行

- ④登山・キャンプ・合宿など
- (4) 次の事項は絶対にしてはならない。
- ①飲酒 ②喫煙 ③暴力・破壊行為 ④不健全な娯楽及び不健全異性交遊

- ⑤万引き・窃盗 ⑥薬物類乱用 ⑦SNS上における誹謗中傷等

- (5) 遊技場 (パチンコ・雀荘・カラオケ・ゲーム場,ネットカフェ等),好ましくない飲食店などへの出入りは禁止する。ただし,カラオケボックスは,休日および長期休業中について17時まで利用可とする(長期休業中の課外のある日を除く)。 17時以降の生徒のみでの利用は禁止し,22時以降は保護者同伴でも不可とする。
- (6) 映画・その他の興行物の観覧は学校で許可されたものに限る。
- (7) 緊急時など特別な事情がない限り電話の取次ぎ、呼び出しには応じない。
- (8) 下宿・間借りをする際は事前に学級担任に申し出ること。

5 アルバイトについて

- (1) 学業に専念するためアルバイトは原則として禁止する。特別な事情がある場合は 学校長の許可を得ること。
- (2) 新聞配達などの年間を通した継続的なアルバイトは、所定の手続きにより学級担任に申し出ること。
- (3) アルバイトの時間は原則として17時までとする。
- (4) 事故やトラブルが発生した場合は直ちに学校に報告すること。

6 管理・弁償について

- (1) 学校の施設の無断使用は認めない。また、備品などを無断で校外に持ち出さないこと。
- (2) 校内の施設・備品等を破損した場合は直ちに関係教師及び学級担任に届け出ること。原則として本人が弁償する。
- (3) 特別な事情で休日などに学校の施設・備品等を利用する場合は事前に係教師に届け出ること。

7 いじめ防止

いじめの防止については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り 組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることをめざして 行う。

- (1) いじめの問題への認識
 - ① いじめは人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。
 - ② いじめは、全ての生徒に関係する問題である。
- (2) いじめ問題への対応
 - ① 本校ではいじめを絶対に許すことなく、万が一あった場合には厳しく対処するものとする。
 - ② いじめを受けた場合は、どのような些細なことでも教職員へ相談してください。

8 悪天候時の対応について

台風、豪雨、積雪等の悪天候により、登校時の危険が予測される場合は、登下校に 利用している公共交通機関の運行状況や暴風・大雨警報等を考慮し、下記により各自 で総合的に判断・安心・対応すること。特別な対応が必要となる場合のみ、安心メール や学校ブログで連絡する。

(1) 登校時点で公共交通機関(路線バス)が運行を休止している場合

→自宅待機(公欠扱い)

その後, 午前中に公共交通機関が運行を始めた場合 午後から公共交通機関が運行を始めた場合

→自宅待機(公欠扱い)

→登校

- (2) 登校時点で公共交通機関(路線バス)が運行しているが,自宅からバス停までの通行が困難な場合 →担任に連絡
- (3) 単車,自転車,徒歩通学生も上記の(1)(2)に準じて,通学経路の公共交通機関の運行状況を参考にして判断する。
- (4) 安全を最優先し、登校中の交通安全には十分留意すること。特に単車・自転車通学生は、荒天時は無理な運転を控えること。自分の命は自分で守る最善の行動を心掛けること。
- 9 その他

生徒の集会・ポスター類の掲示・ビラ配布・カンパ・寄付販売・署名活動などは学校長の許可を要する。

通学規程

- 1 原則として、徒歩・公共の交通機関とする。
- 2 自転車通学を希望する生徒は自転車通学許可願(様式1)により担任・通学指導係 の許可を受ける。自転車は前かごか荷台のついた車両とする。
- 3 自宅から本校まで6km以上15km以下で単車通学を希望する生徒は単車通学許可願 (様式2)により担任・通学指導係・生徒指導部主任の許可を受ける。また,6km以 上で,自宅から最寄(主要路線)のバス停・駅まで3km以上ある生徒は,最寄(主要 路線)のバス停・駅までの通学を許可する。

学校まで直接通学できる地域は次の小学校区とする。なお、下記の小学校区はバス停まで3km以下であっても通学を許可する。

	志布志町	四浦	田之浦	潤ケ	野 森	山 八	野 志布志
志布志市	有明町	山重	野神	蓬原	原田	有明	伊﨑田
	松山町	秦野	尾野見				
大 崎 町		野方	持留	中沖	菱田	大丸	
東串良町		柏原					
輝 北 町		百引					

※野方・持留・泰野・百引は15km以上であっても学校までの通学を許可する。 また、特別な事情のある生徒については別途考慮する。

- 4 単車は荷台のある50cc未満の車両(原則スクータータイプ)とする。
- 5 単車免許は通学に必要な生徒にのみ受験を許可する。担任が距離を確認し、保護者の承諾を得て、単車免許受験許可願(様式3)により担任・通学指導係・生徒指導部主任の許可を受ける。

単車免許受験は原則として夏休み・冬休み・春休みの課外のない日とする。ただし、 $9\sim11$ 月、 $1\cdot2$ 月の期間に限り、1回だけ受験を認める。その際の出席の取り扱いは私欠とする。

- 6 自転車・単車通学生の遵守規程
 - (1) 後部からはっきり見えるように学校指定のステッカーを貼ること。
 - (2) 時間に余裕をもって登下校する。
 - (3) 自転車・単車通学生は防寒着の着用を認める。

- (4) 校内では降車すること。早く登校した生徒から順に、所定の場所に右端からつめ て駐輪し、施錠を確実にすること。
- (5) 交通事故並びに交通違反者は、速やかに担任・通学指導係に報告する。指導措置 は別に定める。

7 単車通学生の遵守規程

- (1) 白のフルフェイス(ヘルメット後部にステッカーおよび赤テープ貼付)を必ず着 用し、あごひもを確実に絞める。
- (2) かばんや荷物は荷台にくくりつける。
- (3) 通学以外に使用してはならない。

服装・頭髪規程

- 1 男子
 - (1) 服 装
 - ① 本校指定の制服を着用する。防寒着の着用は登下校時のみ認める。
 - ② ベルトの色は黒・紺・茶とする。
 - ③ インナーシャツ(肌着)の色は表に透けないものとする。
 - ④ 冬・中間服のシャツは白または青。ネクタイ着用。儀式時は白のシャツで統一。
 - ⑤ 本校指定のセーター・ベストを着用することができる。
 - (2) 靴

黒の革靴及び運動靴。運動靴の場合、色は白・黒・グレーをベースにしたものと し、ライン等の他の色は一色とする。

(3) 靴 下

色は白・黒・紺(ワンポイント可)とする。標準丈とする。

- (4) 頭髪など

 - ① 耳にかからないこと。 ② 前髪は眉にかからないこと。
 - ③ 制服の襟が隠れないこと。 ④ パーマ (ストレート含む)・染髪は禁止
 - ⑤ もみあげ・眉は流行を追わないこと。 ⑥ 極端な髪型は禁止。
 - ⑦ 化粧・マニキュアやピアス・ネックレス・指輪・カラーコンタクトなどの装飾 品は禁止。
- (5) マフラー・ネックウォーマー

色は華美でないものとする。ただし、校舎内では着用しない。自転車・単車通 学生はネックウォーマーのみ着用可。

2 女 子

- (1) 服装
 - ① 本校指定の制服を着用する。防寒着の着用は登下校時のみ認める。(冬・中間 服はベストを着用)
 - ② スカートの丈は膝の中心部を基準とし極端に短いものや長いものは禁止。
 - ③ インナーシャツ(肌着)の色は表に透けないものとする。
 - ④ 冬・中間服のシャツは白または青。ネクタイまたはリボン着用。儀式時は白の シャツ・ネクタイで統一。
 - ⑤ 本校指定のセーターを着用できる。
- (2) 靴

男子に同じ。

- (3) 靴 下 男子に同じ。
- (4) 頭髪など
 - ① 長さは襟元までとし、それ以上はゴムで束ねる。前髪は目にかからない長さで。 黒ピン留め可。
 - ② ゴムは華美でないものを使用する。 ③ 眉は流行を追わないこと。
 - ④ パーマ (ストレートを含む)・染髪は禁止。 ⑤ 極端な髪型は禁止。
 - ⑥ 化粧・マニキュアやピアス・ネックレス・指輪・カラーコンタクトなどの装飾品は禁止。
- (5) マフラー・ネックウォーマー 男子に同じ。
 - ※男女ともにカバンは本校指定の黒カバンを使用する。補助カバンは華美でないも のを使用する。

3 異装許可

病気やその他の理由で規定外の服装をしなければならない場合は、生徒手帳にて学 級担任に許可を得なければならない。

部活動心得

- 1 練習時間
 - (1) 下記の通りを原則とする。 18時30分まで(19時までに下校,11月~2月は18時30分までに下校) ただし、大会前の10日間に限り許可願により1時間以内の延長を認める。
 - (2) 考查期間
 - ① 定期考査前の1週間,課題実力考査前日及び考査期間中の練習は原則として認めない。
 - ② 定期考査終了後10日以内に大会がある場合,許可願により1時間程度の練習を認める。
 - (3) 休日
 - ① 平日週1日及び土日のうち1日合わせて原則週2日を休養日とする。
- 2 部室使用
 - (1) 部室は放課後のみ、部員に限り使用することができる。違反使用があれば、部全体にペナルティーを科すこともある。
 - (2) 部室は整理整頓の上,必ず施錠する。鍵は顧問・部活動係及び事務室で保管し,ダイヤル式は認めない。
- 3 大会出場
 - (1) 生徒指導上の特別指導を受けた生徒は、公式大会へ出場できないこともある。
 - (2) 部全体の問題事例については、派遣委員会でその後の練習及び大会出場について検討する。
 - (3) 大会出場時の服装は制服又は部のジャージ等とする(顧問が判断)。